

みんなで・守ロード事業 実施要綱

(目的)

第1 この事業は「もてなしの心溢れる魅力ある奈良県づくり」の推進のため、地域住民等で構成された団体（以下「団体」という。）による主体的な草刈り等の道路維持管理活動（以下「活動」という。）を支援し、またその継続を図り、快適な道路空間の維持、向上に資することを目的とする。

(事業区分)

第2 この事業は、活動の内容により以下の3つのプログラムに区分し、参加にあたっては実施細則に定める条件を満たすこととする。

- (1) 道路保全プログラム（道路の草刈り：1回/年以上）
- (2) 道路美化プログラム（道路の植栽：1回/年以上（花の水やりや日常手入れ、簡易な草刈りは必要））
- (3) 道路サポータープログラム（道路の清掃（ゴミ等の清掃、その他簡易な草刈り））

(団体の要件)

第3 この事業に参加する団体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 自治会等の地域住民団体、学校関係団体、NPO、ボランティア団体及び企業
- (2) 1回の活動に参加する人数が2人以上
- (3) 代表者が満18歳以上

(活動の区域)

第4 活動を行う区域は、県管理道路の道路敷（場合により周辺の影響地帯を含む）とし、他の団体、他のプログラム（道路ボランティアプログラムを除く）、県の水・大気環境課が行う「地域の河川サポート事業」の活動区域と兼ねることはできないものとし、先に申込を行った団体を優先する。

2 道路保全プログラムの活動区域については、原則として県による草刈りは行わないものとする。

(活動の要件)

第5 この事業の対象となる活動は下記による外、別に定める実施細則のとおりとする。

- (1) 団体は、第2に定める活動のうちから参加するプログラムを選定し、第4に定める活動区域を指定し、奈良県知事と協定の締結を行った上、原則として1か年以上実施するものとする。
- (2) 団体は、営利目的、政治目的、布教活動等の、本事業の趣旨に反する目的に活動を利用しないものとする。ただし、企業が間接的な宣伝効果目的で行う活動はこれに含めない。
- (3) 活動で回収したゴミや刈草は、活動区域を管轄する市町村が定める規定に基づき、団体が処分を行う。ただし、電化製品等の大型ゴミを発見した場合は県に連絡するものとする。

(参加手続き)

第6 団体は、別に定める実施細則に基づき手続きを行うこととする。

(助成内容)

第7 県は、団体の活動に対し、予算の範囲内で次に掲げる助成を行う。

- (1) 道路保全プログラム
 - ① 報奨金の支給
 - ② 傷害・賠償責任保険への加入
 - ③ 看板又はプレートの設置（希望制、3年以上の継続活動）
- (2) 道路美化プログラム
 - ① 物品（軍手・ゴミ袋等）の支給等

- ②傷害・賠償責任保険への加入
 - ③看板又はプレートの設置（希望制、３年以上の継続活動）
 - ④花苗の提供（花いっぱい推進事業と連動する場合）
 - ⑤感謝状の贈呈（希望制、３年以上の継続活動）
- (3) 道路サポータープログラム
- ①物品（軍手・ゴミ袋等）の支給等
 - ②傷害・賠償責任保険への加入
 - ③看板又はプレートの設置（希望制、３年以上の継続活動）
 - ④感謝状の贈呈（希望制、３年以上の継続活動）

（安全の確保）

第 8 団体は、安全確保について責任を持って対処することとし、活動に際して事故防止等の安全対策を講じるものとする。

（事前調整）

第 9 団体は活動の実施に際し、競合し、又は障害となる団体等があるときは、参加申込に先立ち、当該団体等と活動が円滑に実施できるよう調整するものとする。

（活動の報告と継続）

第 10 団体は各年度（４月～翌年３月）の活動報告書及び翌年度の活動計画書を３月末日（必着）までに県へ提出することとし、活動廃止届の提出がない限り、活動報告書及び活動計画書の提出をもって翌年度の活動が継続されるものとする。ただし、期日までに活動報告書及び活動計画書の提出がなかった団体については協定を解除し、翌年度の活動は継続しないものとする。

（変更等の届出）

第 11 団体は、代表者等に変更があった場合、速やかに、所定の様式により県へ届出するものとする。団体が活動を中止するときは、県へ活動廃止届を提出することとし、同時に、県へ当該年度の活動報告書を提出するものとする。

（協定の解除）

第 12 県は、団体がこの要綱に従わないとき、あるいは他の団体等の活動に迷惑を及ぼすおそれがあるなどで本事業の運営に支障をきたすときには、協定を解除できるものとする。

（その他）

第 13 この要綱に定めのない事項は別に定める。また、この要綱により難しい場合は、団体と県が協議を行い決定する。

附 則 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 23 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

令和 7 年 4 月 1 日改正